

第2回田浦保育園移管法人選考委員会

次 第

日程：令和6年9月26日（木）

場所：はぐくみかん会議室4

1 開 会

2 議 事

- (1) 選考委員会条例改正について
- (2) 2次選考の合格基準及び採点表について
- (3) 応募法人のプレゼンテーション・面接
- (4) 応募法人との質疑応答
- (5) 採点・審議

3 その他

4 閉 会

【配付資料】

- 資料1 田浦保育園移管法人選考委員会条例
- 資料2 田浦保育園移管法人選考委員会の傍聴に関する実施要領（案）
- 資料3 法人選考方法について
- 資料4 2次選考採点表

田浦保育園移管法人選考委員会条例

平成30年3月29日
横須賀市条例第6号

(設置)

第1条 田浦保育園の運営を移管する法人の選考に関し、市長の諮問に応ずるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定による附属機関として、田浦保育園移管法人選考委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保育園の運営に関し専門的知識を有する者
- (3) 田浦保育園の利用者の代表者
- (4) 田浦保育園が存する地域の住民の代表者
- (5) 市職員

3 委員の任期は1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(その他の事項)

第6条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則(平成30年3月29日条例第6号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和6年6月28日条例第30号)

1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日においてこの条例による改正

前の公立保育園移管法人選考委員会条例第 1 条に規定する横須賀市公立保育園移管法人選考委員会（以下「旧委員会」という。）の委員である者は、施行日にこの条例による改正後の田浦保育園移管法人選考委員会条例（以下「新条例」という。）第 2 条第 2 項の規定により委員に委嘱されたものとみなす。

- 3 前項の規定により委嘱されたものとみなされる田浦保育園移管法人選考委員会の委員の任期は、新条例第 2 条第 3 項の規定にかかわらず、施行日におけるその者の旧委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

田浦保育園移管法人選考委員会の傍聴に関する実施要領

(総則)

第 1 条 この要領は、田浦保育園移管法人選考委員会（以下「選考委員会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第 2 条 選考委員会の傍聴者の定員は、原則として15人以内とし、椅子席のみとする。

2 傍聴を希望する者が前項の定員を超えた場合は、抽選で傍聴者を決定する。

(傍聴章)

第 3 条 抽選により選出された傍聴者は、傍聴章（別記様式）の交付を受け、これを常時見えるところに着用しなければならない。

2 抽選により選出された傍聴者は、傍聴を終え退場するときは、前項の傍聴章を返却するものとする。

(傍聴者の遵守事項)

第 4 条 傍聴者は、次の事項を守らなければならない。

(1) 選考委員会委員又は田浦保育園移管応募法人の説明者の発言に対し、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。

(2) 話をし、又は笑って騒ぎ立てないこと。

(3) 鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。

(4) 帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得たときは、この限りでない。

(5) 飲食又は喫煙をしないこと。

(6) 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしないこと。

(7) メモ以外の目的で携帯電話等の電子機器を使用しないこと。ただし、委員長の許可を得たときは、この限りでない。

(8) むやみに席を離れないこと。

(9) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨げになるような行為をしないこと。

(違反者に対する措置)

第 5 条 傍聴者が前条の規定に違反したときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この要領は、平成30年7月1日から施行する。

この要領は、令和6年5月31日から施行する。

この要領は、令和6年7月1日から施行する。

法人選考方法について

1 選考の基準について

1次選考～3次選考まで審査を行います。

(選考基準については、「資料7 田浦保育園民間移管にかかる選考基準(一次選考・二次選考)」、「資料8 田浦保育園民間移管にかかる実地調査選考基準等(三次選考)」をご確認ください。)

2 1次選考(事務局による書類審査、税理士による財務審査)

【1次選考・配点と評価項目】

選考方法	配点	評価項目
書類審査、財務審査	4	1 法人の理事長等
	24	2 運営主体の状況
	8	3 移管後の職員
	11	4 施設整備の適切性
	8	5 財務状況
合計	55	

【1次選考の通過条件】

応募資格を満たしていること。

提出書類がすべて揃っており、不備・不足がないこと。

評価点の合計点が満点の60%以上であること。

評価項目ごとの評価の中にD評価がないこと。(評価はA・B・C・Dの4段階)

3 2次選考(委員による書類審査、プレゼンテーション、面接)

(1) 委員による書類審査

公立保育園移管法人選考委員会委員が提出書類により審査を行います。

(2) 応募法人によるプレゼンテーション

応募法人から、今回の応募に対する意気込み、保育理念、運営している保育所等の特徴、提出書類に記載しきれなかった部分について、プレゼンテーションをしていただきます。

【プレゼンテーションについて】

- ・ 1法人あたり15分以内とします。
- ・ 提出資料の内容に基づき、実施してください。資料の追加配布は不可とします。
- ・ パソコン、プロジェクター及びパワーポイントの使用を可とします。使用する場合は、申込書類提出時に事務局までお申し出ください。詳細は、追って連絡します。

す。

- (3) 委員による面接(法人代表者又は事業責任者、施設長予定者、主任保育士予定者)
プレゼンテーション終了後、全委員による面接を実施します。法人代表者又は事業責任者、施設長予定者、主任保育士予定者は必ずご出席ください。

【2次選考・配点と評価項目】

選考方法	配点	評価項目
書類審査、 プレゼンテーション	18	1 保育理念・目標・基本方針・保育の姿
	7	2 移管後の取り組み方針
	15	3 施設整備の考え方
小計	40	
面接	10	良好な保育所運営のために
	7	施設長の役割、組織マネジメント
	5	配慮を要する児童への対応
	5	保護者支援
	5	人材育成
	5	保護者の意向を踏まえた提案
	3	苦情対応体制・個人情報取り扱い
小計	40	
合計	80	

- (4) 2次選考の通過条件

参加委員の評価点の合計点が満点の60%以上であること。

評価項目ごとの評価の中にD評価がないこと。

評価点の合計順に上位3法人までを選抜する。(なお、3法人に満たない場合でも、3次選考は実施する。)

4 3次選考（実地調査）

（1）3次選考の実施方法

3次選考は、2次選考を通過した法人が運営する保育所において実地調査を行います。実地調査時には、「資料8 田浦保育園民間移管にかかる実地調査選考基準等(3次選考)」にある必要書類をご準備いただきます。

実施日程を含む詳細は、2次選考を通過した後、通知します。

【3次選考・配点と評価項目】

選考方法	配点	評価項目
実地調査	32	子ども本人の尊重（16問）
	58	保育の実施内容（29問）
	6	地域支援機能（3問）
	4	開かれた運営（2問）
	6	人材育成・援助技術の向上（3問）
	4	経営管理（2問）
	8	その他評価ポイント（4問）
合計	118	

配点はA = 2点、B = 1点、C = 0点。

評価領域 については、その他の評価できるものがあつた場合、最高4個記載可能。（ :+2、 :+1、 :-1、 × :-2 ）

（2）3次選考の通過条件

参加委員の評価点の合計点が満点の60%以上であること。

5 法人決定

3次選考の通過法人が2つ以上の場合は、2次選考及び3次選考の合計点が最も高い法人に決定する。なお、前記合計点が同じであつた場合は、くじびきにより法人を決定する。

横須賀市立田浦保育園 移管法人選考採点表【2次選考】

【委員氏名：】

資料 4
田浦保育園移管法人選考委員会 令和6年9月26日(木)

項目	基準	点数	備考	満点	配点	メモ	
プレゼンテーション	1 保育理念・目標・基本方針・保育の姿	移管予定保育所の現況と合致しており、優れた保育の取組となっている	13~18	保育理念・目標・基本方針・保育の姿 <評価の視点> ・保育理念や目標、基本方針、保育の姿が子どもを主体としたものになっているか。 ・移管予定保育所を無理なく引き継ぐことができるか。 ・様々な体験を重視した保育活動を実施しているか。 ・生活や遊びの空間など、子どもが快適に過ごせる環境を確保出来ているか。 ・障害児、アレルギー児など配慮が必要な児童に対する的確な考え方があり、適切な対応が取れる体制があるか。 ・異年齢交流が保育に取り入れられているか。 ・給食に対する考え方、食育についての取組状況は適切か。 ・地域における保育所の役割をどのように考えているか。 ・理念を実現し、職員一人ひとりが保育の専門性を高めるための具体的な取り組みをしているか、またそれに対し、施設長がどのような役割を果たしているか。 ・健康管理・衛生管理・安全管理のマニュアルなどが適切に保育に取り入れられているか。 ・保護者への情報提供、保護者との連携、保護者の保育参加等が適切に行われるか。 【上記の視点を確認する書類等】 ・運営状況書 「実地調査希望保育所の保育の状況」 ・事業計画書1 「移管希望保育所の運営の考え方」 ・全体の計画、指導計画、入園のしおりまたは重要事項説明書、添付写真、マニュアル等	18		
		移管予定保育所の現況と、合致している	9~12				
		移管予定保育所の現況と、概ね合致している	5~8				
		移管予定保育所の現況と、かい離している	0~4				
	2 移管後の取り組み方	サービスの向上について	0~4	・保護者への情報提供、保護者との連携、保護者の保育参加等が適切に行われるか。 【上記の視点を確認する書類等】 ・運営状況書 「実地調査希望保育所の保育の状況」 ・事業計画書1 「移管希望保育所の運営の考え方」 ・全体の計画、指導計画、入園のしおりまたは重要事項説明書、添付写真、マニュアル等	4		
		保護者からの要望に関する対応について	0~3		3		
	3 施設整備の考え方	新園舎の保育環境	0~5	移転用地に建設予定の新園舎について ・保健衛生及び危害防止を考慮した保育環境の提案ができていないか。 <提案の例> 採光・換気についての工夫、指詰め防止策、調理員・園児等の動線の工夫 不審者の侵入防止・児童の飛び出し等防止策 照明器具等の飛散防止策・落下防止策、備品等の転倒防止策 ガラスへの衝突防止、建具などの面取り等、感電防止、転落防止策 進入防止策、階段等の安全対策、覗き見防止策、開き戸の安全対策 【確認する書類】事業計画書3 新築予定園舎等の状況調書	5		
		公園管理や近隣住民等への配慮	0~5	・新園舎建築や公園の利用について、近隣住民に対する十分な協議・調整を行う提案となっているか。 ・公園管理に支障のない施設整備を提案できているか。 ・公園管理への協力について提案や工夫はあるか。 ・園庭代替地として公園を使用する場合、公園利用者への配慮があるか。 ・公園利用者の安全に配慮した保護者送迎の動線は確保されているか。 ・工事の安全・騒音対策はとられているか。 【確認する書類】事業計画書3 新築予定園舎等の状況調書、工程表、図面・予算書等の参考資料	5		
		整備計画の実現性	0~5		5		
プレゼンテーション小計				40			

※1 それぞれの評価の中で、1項目でもDがある法人については、最終的な評価を選考対象外とする。
 ※2 すべての応募法人が※1に該当する場合は、選考を停止するものとする。

横須賀市立田浦保育園 移管法人選考採点表【2次選考】

【委員氏名：】

資料 4
田浦保育園移管法人選考委員会 令和6年9月26日(木)

項目	基準	点数	備考	満点	配点	メモ										
面接（法人代表者（又は事業責任者）、施設予定長、主任保育士予定者）	良好な保育所運営のために	10	<table border="1"> <tr> <th>合計得点</th> <th>評価</th> </tr> <tr> <td>31～40</td> <td>→ A</td> </tr> <tr> <td>21～30</td> <td>→ B</td> </tr> <tr> <td>11～20</td> <td>→ C</td> </tr> <tr> <td>0～10</td> <td>→ D</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 法人の運営は、社会福祉の理念に沿っているか 法人の代表者等が移管に向けた熱意や社会福祉に関する見識を有しているか、また保育所運営に対する熱意を有しているか 保育所保育の基本を理解しているか 法人組織として保育所をしっかりと見守り、サポートするためどのように取組んでいるか 	合計得点	評価	31～40	→ A	21～30	→ B	11～20	→ C	0～10	→ D	10		
	合計得点	評価														
	31～40	→ A														
	21～30	→ B														
	11～20	→ C														
	0～10	→ D														
	施設長の役割 組織マネジメント	7		<ul style="list-style-type: none"> 法人の理念を職員に浸透させ、どのように保育に反映しているか 職員の自己研鑽に対する援助や助言を行っているか 保護者、子どもが置かれている現状認識等、職員間で保育所課題について共通理解を深め、改善に努めているか 経験年数に応じた役割を担わせているか 	7											
配慮を要する 児童への対応	5	<ul style="list-style-type: none"> 障がい児保育のための環境整備、保育内容の配慮を行っているか アレルギー疾患のある子どもへの適切な対応ができているか 虐待を疑われる子どもの早期発見と適切な対応を心がけているか 配慮を要する子どもへの対応について、職員間で共通認識ができているか 	5													
保護者支援	5	<ul style="list-style-type: none"> 子どもや保護者の視点に適切な支援が期待できるか 関係機関との連携が図れているか 	5													
人材育成	5	<ul style="list-style-type: none"> 職員の資質向上について、具体的な考えがあるか 	5													
保護者の意向を踏まえた提案	5	<ul style="list-style-type: none"> 保護者の意向を理解し今後の保育所運営にどのように反映させようと考えているか 	5													
苦情対応体制 個人情報取り扱い	3	<ul style="list-style-type: none"> 要望や苦情に対して真摯に向き合う姿勢があるか 守秘義務や個人情報取扱いの重要性を認識できているか 	3													
面接小計				40												
二次選考合計				80												

※1 それぞれの評価の中で、1項目でもDがある法人については、最終的な評価を選考対象外とする。

※2 すべての応募法人が※1に該当する場合は、選考を停止するものとする。